

告 示

埼玉県告示第三百九十号

次の雨水流抑制施設は、埼玉県雨水流抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

平成二十七年四月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 許可番号

第二〇一三―三四―〇号

二 雨水流抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県日高市大字高萩字南中沢甲九百九十三番二 他九筆

三 雨水流抑制施設の容量

容量 千二百九十一立方メートル

浸透効果量 ○・〇三立方メートル毎秒（浸透施設一）

浸透効果量 ○・〇二立方メートル毎秒（浸透施設二）